

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和5年3月16日(木) 午前10時 議場

出席委員(9名)

(委員長) 岩 崎 康 朗 (副委員長) 大 下 哲 治
門 脇 一 男 国 頭 靖 戸 田 隆 次 中 田 利 幸
西 野 太 一 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総合政策部】

[都市創造課] 相野課長

【経済部】 若林部長

[経済戦略課] 坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長

[商工課] 頼田課長 上場商工振興担当課長補佐

【文化観光局】 深田局長

[観光課] 石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 成田課長 寺本スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 原課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐 木村文化財室長

【農林水産振興局】 赤井局長兼農林課長

[農林課] 深田農林振興担当課長補佐 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[水産振興室] 宅和室長

[地籍調査課] 渡邊課長補佐

【農業委員会事務局】 日浦事務局長

【都市整備部】 隠樹部長

[建設企画課] 遠崎課長 岡島総務担当課長補佐 折戸企画調整室長

[都市整備課] 北村課長 森公園街路担当課長補佐 伊藤河川担当課長補佐
本千尾米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 伊達次長兼課長 古田道路改良担当課長補佐

瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

足立交通安全施設担当課長補佐

[営繕課] 西村課長

[建築相談課] 前田次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長 片山住宅政策担当課長補佐

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】 下関部長

[下水道企画課] 遠藤次長兼課長 仲田下水道企画室長 中村総務担当課長補佐

[下水道営業課] 林課長

[整備課] 山中課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 山崎課長 見山施設維持担当課長補佐 福本施設工事担当課長補佐

【水道局】朝妻局長

[計画課] 伊原副局長兼課長

[総務課] 松田次長兼課長 田中課長補佐兼財務担当課長補佐

[営業課] 津村課長

[水質管理課] 岩坂課長

[施設課] 石田技術監兼課長

[境港営業所] 湯崎所長

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 稲田議員 奥岩議員 田村議員 塚田議員 津田議員 錦織議員

松田議員 森田議員 森谷議員 吉岡議員

報道関係者 2人 一般 2人

審査事件及び結果

議案第14号 米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金条例の制定について

[原案可決]

議案第15号 米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第16号 米子駅前地下駐輪場管理条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第17号 米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第18号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第19号 米子市公共下水道事業推進基金条例及び米子市農業集落排水事業推進基金条例を廃止する条例の制定について

[原案可決]

議案第20号 市道の路線の認定について

[原案可決]

議案第21号 市道の路線の変更について

[原案可決]

陳情第19号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書

[不採択]

報告案件

- ・令和5年4月1日付 米子市水道局組織機構の改正について [水道局]
- ・水質検査業務の広域的受託について (報告) [水道局]
- ・米子市水道事業中期財政見通し (報告) [水道局]
- ・令和4年度米子市下水道事業の予算繰越しについて [下水道部]
- ・だんだん広場の管理移管について (報告) [都市整備部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

**○岩崎委員長** ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました議案8件、陳情1件を審査するとともに、報告を5件受けます。

初めに、経済部所管について審査をいたします。

陳情の審査をいたします。陳情第19号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体の雑賀敏之様に御出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますのですが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、雑賀様、お願いいたします。

**○雑賀氏（参考人）** 私は、鳥取県農民運動連合会の雑賀といたします。本日はよろしくお願いたします。

陳情書でございますが、先ほど委員長のほうよりありました、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情であります。

陳情趣旨でございますが、長引くコロナ禍の影響等により、国内農畜産物の価格は総じて低迷しております。コロナ禍で農家は大変な影響を受けております。昨年より原油、飼料、燃料、肥料、生産資材が高騰し、特に酪農家におきましては、今、離農か自死、離農の道しかないという悲痛な声が寄せられております。それにもかかわらず、政府はミニマムアクセス米という77万トンもの米を米国より輸入をしております。

陳情項目でありますけれども、1点目、燃料価格、飼料、肥料、生産資材の高騰に対する支援策の充実を国に求めること。2点目、水田活用直接支払交付金の見直しを中止し、自給率が低い畑作物などへの交付額の増額を国に求めること。3点目、食料自給率を着実に引き上げるため、アメリカやEU並みの価格、所得補償の実施を国に対して求めること。緊急に米価暴落対策を国に求めること。4点目、ミニマムアクセス米や乳製品の輸入を中止することです。

以上、4点につきまして御審議よろしくお願いたします。

**○岩崎委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員からの説明を求めます。賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明で構いません。

錦織議員。

**○錦織議員** 日本共産党米子市議団の錦織陽子です。陳情につきまして、賛同の意見を述べさせていただきます。日本の食料自給率は直近で、カロリーベースで38%、また肥料の国内自給率は25%にも落ち込んでいます。近年の地球温暖化、水不足と干ばつの頻発、人口増、土壌の劣化などにより、世界の食料危機が間近に迫っていると言われております。さらに、コロナ禍とロシアのウクライナ侵略により、世界の食料事情は変わってしまいま

した。お金があれば幾らでも外国から食料や生産資材が手に入る時代は過ぎ去りました。陳情趣旨にあるように、日本国内では米価が3年連続の暴落となり、「米作って飯食えねえ」と生産者から悲鳴が上がり、離農、また離農予備軍をたくさん生んでいます。とりわけ、畜産、酪農経営は深刻です。農業をやめる人が増えれば、さらに食料自給率が下がることは目に見えています。際限のない市場開放と輸入依存から決別し、食料主権を回復するとともに、家族経営をはじめとする多様な担い手が安心して生産に取り組める農業経営の実効ある政策を政府に求めるため、陳情を採択し、意見書を提出されるよう求めます。以上です。

**○岩崎委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対しての質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、御意見を一人一人お願いいたします。

本日は、国頭委員のほうから大下委員のほうに回ってまいりたいと思います。

国頭委員。

**○国頭委員** 私は賛成という立場でお話ししたいと思います。まず、陳情の第1項目、コロナというか、ウクライナへのロシアの侵攻において、世界的にも物価高騰をしております。その中で、国防の安全保障っていう面だけでなく、食料における安全保障ということがクローズアップされました。そういったことで、1番、飼料、肥料などの高騰において食料の安全保障、非常に大事となってまいりました。

そして、3番、日本はこの第一次産業の農業等における所得補償っていうのが、世界から見ても10パー、20パーぐらいでしょうか。欧米とかアメリカは60パーとか70パー並みの所得補償をしております。そういった面においても、日本は非常に所得補償という面においても、世界からも非常に遅れてると、考えてないということでもあります。そういった面を思うならば、これを機にしっかりと農業をやめるのか、やめて輸入に頼るのか、ここから食料の安全保障を求めて、しっかりとした所得補償等を国でやっていくのか、どっちかということでもあります。そういう面において賛成っていうことで言わせていただきたいと思います。

**○岩崎委員長** 次に、大下委員。

**○大下委員** 結論から述べますと、採択でお願いいたします。理由といたしましては、食料自給率の向上に関しまして、現在、国内においても米離れが進んでいることから、米の需要が減っていることから、ミニマムアクセス米を廃止したからといって食料自給率が上がるかということに関しましてはちょっと疑問が残りますが、しかし、昨年鳥取県西部の60キロ当たりのひとめぼれ、きぬむすめの買取り価格を調べてみますと、9,800円であったのに対して、今回の陳情でも上がっていますが、主に加工用米として使われるアメリカからのミニマムアクセス米が1万4,000円で国内米の約1.5倍の買取り価格

で買い取られていますし、それが国内米の市場価格への影響もないとは言えないと考えられますので、陳情に対しては賛同いたしますので、採択をお願いいたします。

**○岩崎委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私は趣旨採択を表明したいと思います。食料自給率が低いことも存じ上げておりますし、農家の経営が非常に厳しい状況の中で、この所得補償というのが今の段階では必要だという認識はあります。ただ、この陳情に書いてあります自給率を引き上げるために所得補償で、農家の要は所得を上げるというのは、直接的には私は連動してないと思っております。実際には、どこの米であろうが米を食わない日本人があまりにも多い。そういった状況の中で、こういう理由で日本人が米を食わないのかということ、そうではないと私は思っておりますので、この陳情の文章の中で、直接的に関連性が私はない、あるいは低いと思われることが述べられている部分がありまして、それで趣旨採択を訴えたいと思います。

**○岩崎委員長** 続いて、戸田委員。

**○戸田委員** 私は不採択を主張したいと思います。この陳情書の中身を見ますと、先ほどいろいろと意見がございますけれども、陳情項目の①のコロナ禍に対する生産資材の高騰に対する支援策の充実をというものは、これはある程度理解はしますけれども、しかしながら②の水田活用直接支払交付金の見直しを中止しということがございます。私は、この公平性、公正性から鑑みれば、この制度は堅持すべきだというふうに理解しておりますので、そのような理由で私は不採択を主張します。

**○岩崎委員長** 続いて、門脇委員。

**○門脇委員** 私は、本陳情に関しては不採択、採択しないをお願いしたいと思います。農業を取り巻く環境は、依然としてといいますか、さらに厳しくなっていることは重々承知しております。この陳情項目4項目ございますが、まず、農業関係の資材等も高騰しておりますけれども、その都度国はそれなりの対策を打ってきているものと理解しております。例えば、高騰が続く肥料は秋肥に加えて春肥も支援の対象として、昨日もちょっと農水省のホームページを見ましたけれども、期限につきましても令和5年2月までというのが5月へと延長されております。

また、ミニマムアクセス米ですけれども、WTOウルグアイ・ラウンド農業の合意によって定められてのこの輸入におきましては、主食用の国産米等に影響が出ないような措置がなされているとも思っております。

次に、水田活用直接支払交付金の見直しにつきましては、全国的な調査や意見交換等が開催されており、現況に即した見直しが行われていると理解しております。

あと、食料自給率のことも出ておりましたけれども、カロリーベースで38%、生産額ベースでは63%と、こういうことになっていると思っております。食料自給率を上げることは大変重要なことだと私も思っておりますけれども、個人的にはさらに輸出量を拡大していく、増やしていくことのほうが持続可能な農業経営にもつながるものと思っておりますので、以上のことから、本陳情に関しましては不採択、採択しないをお願いいたします。

**○岩崎委員長** 続いて、西野委員。

**○西野委員** 私、焼き肉一切れで御飯1杯食べれるよぐらい御飯が好きなんですが、輸入を中止してくださいということですが、今の日本の人口ピラミッドを見ても分かる通り、

2100年には人口が6,000万人まで減少すると言われております。そして、GDPの成長率は僅か1%台です。そのような情勢下で輸入を中止したところで、日本の国内で今後米が売れるのでしょうか。

先ほど門脇委員もおっしゃられたように、輸出に目を向けてください。しかも、今、円安です。農林水産省がコメ海外市場拡大戦略プログラム、こちらで米や米加工品の輸出拡大に取り組んでいて、輸出に取り組む事業者、産地に対するサポート支援しております。もちろん、米子市も県も輸出に向けたサポート体制、こちらをしっかりと取り組んでもらわなければなりません。欧米諸国、台湾、香港、シンガポール、マレーシアなど、日本から高価格のブランド米を輸出するのに適してると言われてます。米の輸出量は右肩上がりです。インドの人口14億人、人口ピラミッドも日本と違い、若い世代が人口比率を占めます。GDPの成長率も日本と違い、今7%台です。

タタ・モーターズという自動車メーカーが数年前、20万円台の車を生産したんですが、これが国内で売れるだろうと思って生産したんですが、国内で20万円台の車売れなかったです。なぜかという、インドの中間層や一般市民は、もう20万円の安い車なんて乗らないよ、要は貧困レベル、これは減少してるんですね、インドとかアフリカなどは。生活レベルは上がってます。そういった観点から、今まで貧困層の多かったインド、アフリカ、南米など、そういった国々からのバイヤーから米の取引の要望が集まっているとも言われてます。現在は、ブロックチェーンの出現により暗号資産で、今まで銀行というものがなかった国々が、世界の共通資産で取引できる時代になってきてます。そのような情勢下で輸入を中止させることは輸出の制限もされてしまうことなので、人口減少が止まらない日本にとっては非常に危険な選択になるかと思えます。そういった観点から、私は不採択を選択いたします。

**○岩崎委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。まずは、ただでさえといいますか、これまで物価高騰になる前から、今の日本の農業、農家の皆さんはかなり経営が厳しい状況です。その上に、物価高騰によってさらに厳しくなっていることを考えますと、物価高騰対策、確かに一時的に行われてはいますが、不十分であると私は考えております。

そして、水田活用直接支払交付金についてですけれども、この見直ししようと政府はしていますけれども、これまで交付対象となっていたものが交付対象でなくなるものも出てきて、見直しをすると出てくることとなります。それは、これまでの農家の収入が減ることになりますので、それは中止すべきであると考えます。

そして、食料自給率を上げるために価格所得補償の実施をということですが、農家収入についてですけれども、国からの補助金、様々な形でそれぞれの国、いろいろな出し方があるんですけれども、国から補助というのは、農業収入で占める割合、日本は30%程度であると言われてます。東京大学の鈴木教授の試算ですけれども、それがアメリカでは農業収入の半分が国からの補助金、フランスでは約9割、90%が国からの補助金によって収入を得ていると。スイスにおいては、もうほぼ100%国からの補助金によって農家の収入が支えられているという状況です。これを考えても、日本も農業を守るため、いざとなったときには国内でしっかりと食料を確保していくことが大事だということを考えますと、やはり守っていくことが必要であると思えますので、価格補償、所得補償の実

施をするべきだと考えます。

国の予算に対する農林水産予算を見ましても、日本は27%、アメリカ、スイスなどは60%以上ですし、フランス、イギリスも40%以上となっています。しっかりと農業の予算、農林水産関係の予算を国からもしっかりと出すべきだと考えておりますので、この陳情は採択すべきであると考えます。以上です。

**○岩崎委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は、不採択で主張をさせていただきたいと思います。昨年7月に国の水田活用直接支払交付金の見直しの白紙撤回を求める陳情、また令和3年の9月議会では、新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情について、この委員会でも議論をしてまいりました。そして、今回の陳情と合わせて3つの陳情は、表題は違いますが、今回の政府への要望、陳情の趣旨ということについては、かなり近いものがあるんだろうというふうには私は理解をしているところであります。重ねてこのような政府への要望が出ているということについて、私は、今の5年度の政府方針をよく理解した上で、世界の食料問題、また日本の農業政策をしっかり学んで議論をしていかなければいけないなという、そのタイミングだなということによって改めて資料を見直したところですが、正直申し上げて、私はまだまだこの農業政策には疎くてあれなんですけど、今回のこの陳情項目2についてまずは意見を申し上げますが、直接支払交付金の見直し中止の部分については、令和5年度予算は4年度とほぼ政府は同額予算が計上されているようでございまして、食料自給力の向上にも資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化というのも上げていらっしゃいました。地域の特色を生かした魅力的な産地づくりであるとか、低コスト化の取組等、それから、高収益作物等への定着等も支援するというようになってございまして、今、皆さんがおっしゃるのは、賛否問わず共通していたと思うんですが、人口減少の中、農業をどのようにして守っていくかというところでは、長期的な視点での、政府は成長産業としての農業改革に取り組む方向だということも今回私なりに理解をしたところでございます。

この陳情の趣旨は大変理解をさせていただきますけれども、この日本の農業政策、農業経営の問題に対して、ある一面からのお考えでもっての陳情ではないかなというふうには考えるところで、現実的ではない部分が含まれていると考えました。

最後に、この表題に大変共感するところではございますけれども、この表題に向かうためにも、今回、この4項目が必ずしも一致していないのではないかと考えている理由から、不採択を主張したいと思っております。

**○岩崎委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

ただいま趣旨採択という御意見がありました。初めに、趣旨採択についてお諮りいたします。

本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…中田委員]

**○岩崎委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決いたします。

陳情第19号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求め

る陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、国頭委員、又野委員〕

○**岩崎委員長** 賛成少数であります。

よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第19号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。これでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、参考人及び賛同議員は御退席をください。どうもありがとうございました。

〔参考人及び賛同議員退席〕

○**岩崎委員長** 次に、議案第14号、米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

頼田商工課長。

○**頼田商工課長** 議案第14号、米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金条例の制定について御説明をいたします。議案書14ページのハイフン1から3ページを御覧ください。

これは、燃油及び原材料の価格高騰並びに円安による影響を受けた市内中小企業者の経営の維持及び安定に資するための利子補給事業に要する費用に充てるため、米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるために制定しようとするものでございます。

説明は以上です。

○**岩崎委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** 特にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第14号、米子市物価高騰・円安対応融資利子補給基金条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩



## 午後 1 時 1 1 分 再開

○**岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

水道局から 3 件の報告がございます。

初めに、令和 5 年 4 月 1 日付米子市水道局組織機構の改正について、当局からの報告をお願いいたします。

伊原副局長。

○**伊原水道局副局長兼計画課長** では、4 月 1 日からの水道局の組織機構の改正について御説明をいたします。

本改正は、限られた人材でより有効的、効率的に新たな課題への対応、そして業務執行体制の確立を図るため実施するものでございます。

内容につきましては、まず、計画課において、DX の強化、広域連携のさらなる推進など、新たな課題に積極的に取り組んでいくために、経営戦略担当を新設いたします。次に、浄水課と給水課では、一層の事務の効率化を図るため、事務分担の見直し等を図りつつ、担当の統合、整理を実施いたします。これらによりまして、新たな水道局の組織機構の改正は 1 担当減の 8 課 1 9 担当へと変更となります。

説明は以上です。

○**岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、水質検査業務の広域的受託について、当局からの報告をお願いいたします。

伊原副局長。

○**伊原水道局副局長兼計画課長** 水質検査業務の広域的受託について御説明をいたします。資料の 2 になります。

現在、県内の東・中・西、3 流域に分かれまして行っている水道の広域連携共同化推進の検討におきまして、県西部域の全ての水道事業者が効果を得られる有効施策であるとして、本市で中心となり、検討を進めてまいったものでございます。

本市にとっては、新たな財源の確保、水道局が保有する検査能力及び施設の有効活用、さらには、今後も他の事業体とともに取り組むべき様々な課題達成のため、連携強化の足がかりとなるものと考えております。

令和 5 年度、6 年度につきましては、大山町、伯耆町、南部町の一部の水質検査受託により、税込みで 1, 1 0 0 万円の収益。令和 7 年度からは、全 6 町全ての検査項目の受託を開始いたしまして、税込みで 3, 3 0 0 万円の収益を見込んでおります。

説明は以上です。

○**岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市水道事業中期財政見通しについて、当局からの報告をお願いいたします。

松田次長。

**○松田水道局次長兼総務課長** 米子市水道事業中期財政見通しについて御報告いたします。報告資料3を御覧ください。

期間は令和4年度から8年度の5年間とし、令和9年度以降は参考値として推計しました。経営分析について、総務省の経営比較分析により、現状では単年度収支の黒字を継続しており、短期債務に対しても十分な支払い能力を保有しており、その後も類似団体と比較して、良好または同程度の状況にあり、おおむね健全な経営を維持していると言えます。分析表を資料2に添付しておりますので、御一読願います。近年の推移は記載のとおりです。

2ページを御覧ください。令和2年度の経営戦略策定以降の取組は記載のとおりで、これにより、総額9億2,000万円の削減及び8,000万円の収益を見込み、令和6年度であった純損失の発生を4年間延べて令和10年度と見込むことができました。

また、昨年7月12日に徴収等業務委託における公募型プロポーザル実施について資料提供をさせていただいた中で、境港営業所の廃止について検討を行っていることを報告しましたが、正式に令和5年度末で廃止を決定いたしましたので、取組と併せて報告いたします。建設投資計画は記載のとおりで、令和5年度をピークに減少する見込みです。

次に、今後の財政見通しです。給水収益は、給水人口減少等による減少傾向は当面続くものと推測し、支出では、電気料金の上昇に伴い、動力費の大幅な増加を見込みました。この状況でも水道施設などの更新は不可欠であるため、収支の結果生じる不足額は、内部留保資金を取り崩して補填します。項目ごとの今後の推移は記載のとおり見込みました。

4ページをお開きください。収益的収支及び資本的収支の結果から、令和8年度末における内部留保資金は約20億1,000万円と見込み、企業債残高は約122億2,000万円になると見込みました。

資料1の投資財政計画を御覧ください。中ほどの損益の欄ですが、令和8年度には純利益は1億円を下回り、10年度には純損失が発生すると見込んでいます。また、下から4段目の内部留保資金は、令和11年度には常時確保しておくべき目安としている16億円を下回ると見込みました。現時点で、令和8年度までの間は、料金改定が回避できる見込みとなりました。今後の社会経済情勢にもよりますが、令和9年度以降において、料金改定が必要になると考えます。なお、今後の電気料金の動向や物価動向などにより、料金改定の時期はズレるものと考えています。

報告は以上でございます。

**○岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、以上で水道局からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時18分 休憩**

**午後1時20分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、下水道部所管について審査をいたします。

議案第19号、米子市公共下水道事業推進基金条例及び米子市農業集落排水事業推進基

金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠藤下水道部次長。

**○遠藤下水道部次長兼下水道企画課長** それでは、資料は左上に議案第19号説明資料と記載してあるものを御用意ください。

議案第19号、米子市公共下水道事業推進基金条例及び米子市農業集落排水事業推進基金条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。これらの基金は、下水道事業の造成に対しまして、鳥取県から交付されます補助金において、基金に積み立てた上で活用することが交付要件となっていることから、補助金の受皿として、平成6年度及び7年度に旧米子市、旧淀江町、それぞれで設置したものでございます。基金設置からこれまでの間、この県補助金以外の積立は行ってきていない中、令和4年度が補助金受入れの最終年度となりますことから、本年度末をもって当該基金を廃止しようとするものでございます。

基金の運用状況等について少し触れますと、この県補助金は、交付決定後10年間にわたって分割して交付されるものでして、毎年度交付を受けた補助金を一旦基金に積み立てて運用した後、年度末にその全額を取り崩しまして、従前の下水道特別会計や農業集落排水特別会計、また現在下水道事業会計への繰り出しを経て、償還金の財源の一部として活用する、こういった運用を続けてきたものでございます。

なお、本年度までの基金への積立累計額は、公共下水道で約6億2,500万円、農業集落排水で約11億7,000万円となっております。

説明は以上です。

**○岩崎委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第19号、米子市公共下水道事業推進基金条例及び米子市農業集落排水事業推進基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時24分 休憩**

**午後1時59分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から1件の報告がございます。

令和4年度米子市下水道事業の予算繰越しについて、当局からの報告をお願いいたします。

す。

見山施設課施設維持担当課長補佐。

**○見山施設課施設維持担当課長補佐** それでは、令和4年度米子市下水道事業予算繰越しについて御報告いたします。

資料の確認ですけれども、お配りしております横向き1枚物の資料で、右上に報告資料と記載のある令和4年度米子市下水道事業建設改良費繰越し工事一覧を御覧ください。

公営企業の建設改良費でございますが、その繰越しは地方公営企業法に基づく議決案件ではございませんが、下水道事業の進捗状況として、本委員会において繰越し事業の状況について御報告するものでございます。令和4年度の予算のうち、12月の委員会報告及び12月の補正予算の御説明の際に、予算繰越しについては御報告させていただきましたが、繰越し事業の追加がございましたので、御報告いたします。

このたび追加する事業については、この表の2件についてでございます。これは、機器の不具合により前倒しをして発注を行ったことや、防災安全交付金の鳥取県内枠内の調整により実施する事業でございまして、両方とも年度内の事業が完了せず、4,400万円を翌年度に繰り越す見込みになったものでございます。これにより、令和4年度の予算の建設改良費の総額でございまして、38億8,672万4,000円のうち、これまでに御報告した額と合わせまして、11億9,000万円を翌年度に繰り越す見込みになったものでございます。

なお、予算についてでございますが、実際に翌年度に繰り越した際には、地方公営企業法に基づき、議会に報告を行わなければならないこととされております。令和4年度の予算繰越しにつきましては、例年どおり6月定例会におきまして、確定額を繰越し計算書により御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時02分 休憩**

**午後2時05分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第15号、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、米子駅前地下駐輪場管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第17号、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

岡島建設企画課総務担当課長補佐。

**○岡島建設企画課総務担当課長補佐** それでは、議案第15号、第16号、第17号の3

件につきまして、一括して説明させていただきます。

委員会資料の米子駅南駐車場・駐輪場に係る条例改正及び令和5年度予算額についてを御覧ください。まず、改正の目的でございますが、今回の議案3件は、8月に供用開始予定の米子駅南広場に新たに設置いたします米子駅南駐車場及び駐輪場について、管理及び料金に関する事項及び標識の設置に関する事項を定めるため、条例を改正しようとするものです。施設の位置づけとしましては、米子駅南側からの駅利用者の駐車・駐輪スペースを確保して、駅の北側にある米子駅前地下駐車場・駐輪場と同一の料金設定、共通券を相互利用できる運用とすることで、自由通路を生かした駅利用者の利便性の向上を図るものです。

次に、改正の概要でございますが、1の(1)でございます。改正の概要でございますが、駅南駐車場・駐輪場は機械式24時間稼働としまして、使用許可や指定管理者制度の適用などの管理規定について、万能町駐車場や米子駅前地下駐車場・駐輪場の規定を適用するものです。料金設定につきましては、原則として米子駅前地下駐車場・駐輪場と同一としまして、30分以内の無料を含めて、同一料金、同一チケットで相互利用できる運用といたします。

次に、(2)の駐車場の料金設定でございますが、普通駐車、定期駐車は地下駐車場と同一といたしまして、次に、資料2ページ目でございますが、回数券、夜間定額駐車券については、万能町の駐車場を含めて、3施設相互利用可能な共通券といたします。

次に、(3)の駐輪場は、地下駐輪場には設定のない自動二輪車、いわゆるバイクの利用が可能になります。原動機付自転車と自動二輪車は、同じ区画を利用することから、同一料金といたします。また、自転車は、自転車を引いてがいなロードを通行できるといった利点を生かしまして、定期券は地下駐輪場と駅南駐輪場のどちらも利用できる運用としたいと思います。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

西野委員。

**○西野委員** 自転車置場なんですけど、今、電動自転車とか、結構高額な自転車なども多くて、そういった観点からも、防犯カメラの設置っていうのは、今の駅北の駐輪場とかもあるんでしょうか。

**○岩崎委員長** 岡島担当課長補佐。

**○岡島建設企画課総務担当課長補佐** 駅北についての御質問でもよろしいですか。

(「駅南も。」と西野委員)

では、駅北についてでございますが、地下の駐輪場には、何か所か防犯カメラを設置してございます。

では、次に、駅南駐輪場でございますけれども、実は今現在、防犯カメラを設置する予定は当初はございませんで、今後、利用状況によって、必要に応じて設置する可能性も出てくる予定でございます。以上です。

**○岩崎委員長** ほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** では、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のお意見をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** では、ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。これは、1件ずつ採決をしていきますので、よろしくお願  
いいたします。

それでは、議案第15号、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例  
の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決す  
べきものと決しました。

次に、議案第16号、米子駅前地下駐輪場管理条例の一部を改正する条例の制定につい  
て、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決す  
べきものと決しました。

次に、議案第17号、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識  
の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決す  
べきものと決しました。

次に、議案第18号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と  
いたします。

当局の説明を求めます。

前田都市整備部次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** それでは、議案第18号、米子市手数料条例の一  
部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびは、2点につきまして、手数料の額を定めようとするものでございます。まず  
初めに、建築基準法の一部が改正されたことを受けたものでございます。建築物の省エネ  
化を図るため、高効率の給湯設備等を設置することによりまして容積率の限度を超えるこ  
ととなる場合に、算定の基礎となる延べ床面積へ算入しないことについて、これまでの建  
築審査会の同意を必要とする特例許可ではなく、特定行政庁である米子市が認定すること  
で建築が可能となるよう、手続が合理化されたものでございます。また、省エネ設備等を  
屋上に置くことなどによりまして高さの限度を超えることになる場合において、建築審査  
会の同意を得て許可できる制度が新しく設けられたところでございます。

以上の改正に伴いまして、その許認可事務に係る手数料の額を定めようとするものでご  
ざいます。

施行日につきましては、同法の施行日に合わせまして、令和5年4月1日としておりま

す。

手数料の額につきましては、議会運営委員会資料、資料１の２１ページに記載のとおりでございます。

続きまして、２点目でございます。建築物の省エネルギー性能基準等を定める省令の一部改正を受けたものでございます。低炭素建築物新築等計画または建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に当たりまして、国が定めた省エネ基準を満たしているかを審査する際の基準に、これまでの精密な省エネ計算に加えまして、簡単な方法によるもの、いわゆる簡易評価法が追加されたことを受けまして、両計画それぞれの認定に係る手数料の額を定めようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

手数料の額につきましては、資料の２１ページから２２ページのとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を申し上げます。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 特にないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第１８号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０号、市道の路線の認定について及び議案第２１号、市道の路線の変更については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** それでは、議案第２０号、市道の路線の認定について及び議案第２１号、市道の路線の変更について、一括して御説明いたします。

お配りしております委員会資料の１ページ目の市道の路線の認定等一覧表を御覧ください。議案第２０号、市道の路線の認定についてですが、１ページ目の一覧表の認定の欄の路線名が１４８１番、大谷町２１号線から３３７４番、蚊屋１０号線までと、１路線飛ばしまして、５５３０番、上富益東５０号線から６１１０番、河崎団地北１０号線までの８路線が、開発行為により道路部分を本市に帰属されたもので、市道認定するものでございます。

先ほど飛ばしました路線名４２８２番、福市八幡３号線は、日野川の左岸に位置する河川の堤防道路の一部であります。現在は、福市と八幡をつなぐ地域の生活道路として多くの方に利用されておまして、公共性が高いことから市道認定するものでございます。

各路線の位置図及び起終点の写真につきましては、3ページから19ページになります。  
続きまして、議案第21号、路線の変更についてですが、1ページ目の一覧表を御覧ください。一覧表の変更の欄の路線名が2464番、皆生皆生新田2号線と2467番、皆生14号線の2路線は、鳥取県で事業されました皆生地区の農地整備事業に伴いまして、市道の終点を変更するものでございます。また、2979番、旗ヶ崎一丁目4号線につきましては、開発行為により既存の市道を延伸するような形になりましたもので、終点を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様のご質問をお願いいたします。

西野委員。

**○西野委員** ちょっと内容とは全然関係ないんですけど、15ページの下段の写真ですね。住所も載ってますし、ちょっとこの白い車、住民の車か作業してる方の車か分からないですけど、ちょっとナンバーが確認できるような感じなので、こういったちょっと配慮ですね、ナンバーモザイク入れるとか、今後ちょっと市民に突っ込まれると思いますので、こういうのは。いろんな資料配付するときに、ぜひ御注意いただきたいという要望です。お願いします。

**○岩崎委員長** では、要望ですので、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** では、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のご意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

初めに、議案第20号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、市道の路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時48分 再開

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から1件の報告がございます。



だんだん広場の管理移管について、当局からの報告をお願いいたします。

森都市整備課公園街路担当課長補佐。

**○森都市整備課公園街路担当課長補佐** だんだん広場の管理移管について、2月の委員会で御報告した後の経過及び今後の予定を報告いたします。協議の経過ですが、令和5年2月13日、鳥取県議会2月定例会において、無償貸付け議案が提出されました。2月17日、鳥取県、JR西日本、米子商工会議所及び米子市の4者による米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりに関する協定を締結。2月27日に、米子市議会3月定例会において、だんだん広場の維持管理に係る令和5年度予算案を提出いたしました。

管理の移管の内容についてですが、移管を受けるに当たって、修繕を必要とする箇所について、3月上旬から鳥取県が修繕工事を行っております。

今後の予定についてですが、3月13日、鳥取県議会において無償貸付けの議決を受けたことから、米子市議会3月定例会で予算案の承認をいただいた後、だんだん広場の無償貸付契約を締結する予定としております。その後、県は都市公園を廃止し、市は都市公園の設置を国に報告し、4月1日の供用開始の告示を行う予定としております。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後2時50分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 岩崎 康 朗